

高松市監査委員告示第14号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和7年3月3日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	北	谷	悌	邦

監査結果に基づく措置通知
(包括外部監査)



令和7年3月3日

高松市監査委員

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 平成11年度

監査テーマ1 行政経費としての補助金の機動性及び委託料の効率性について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
1	指摘	補助金交付団体の実績報告書に添付する事業報告書の統一したルールを策定すべきもの（高松市民早朝野球大会補助金）	P14	創造都市推進局	スポーツ振興課	R7.2.10

監査実施年度 令和2年度

監査テーマ 持続可能な財政運営

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日			
2	意見	ソフトウェア構築の際の委託における適正な評価項目による業者選定について（公共施設マネジメントシステム）	P26	財政局	財産経営課 ファシリティマネジメント推進室	R7.1.17			
3	意見	事前に本来用途に使用されなくなることが明確にされた行政財産の廃止後の活用方法を検討できる仕組みづくりについて	P28、P47、P61、P81、P89、P95、P98、P127、P132、P136、P142、P166						
4	意見	廃止が必要な施設の優先順位とその理由の公表について	P29、P47、P98、P127、P133、P136、P180、P188、P194						
5	意見	利用頻度が著しく低下した施設の維持管理の適正性を検討する仕組みづくりについて	P29、P66、P76、P83、P117、P133、P146、P170、P188、P197						
6	意見	地元譲渡とされている施設を実情に合った方向性へ速やかに転換できる仕組みづくりについて	P30、P126、P133、P169、P188、P194						
7	意見	指定管理者が管理する施設を売却する際の手続及び標準スケジュールをあらかじめ検討することについて	P30、P181						
8	意見	複数の部署が管理する同種の施設及び関連の深い施設について、共同で適正な配置を検討することについて	P31、P66、P128、P131、P166、P185、P188						
9	意見	新設のスポーツ施設の利用率の公表に併せて同種施設の利用率等を公開することについて	P126				創造都市推進局	スポーツ振興課	R7.1.27

監査実施年度 令和3年度

監査テーマ 高松市の契約・選定事務

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
10	指摘	業務実施報告書に、実際の業務実況の記載を求めることについて（特別定額給付金業務）	P83	総務局	危機管理課	R7.2.5
11	意見	選定委員に利害関係のある指定管理者の評価について、公表対象外の情報を提供することの可否を、再検討することについて	P66	財政局	財産経営課 ファシリティマネジメント推進室	R7.1.17
12	意見	選定委員の評価により実施者を選定する場合、提案内容に対する評価と実現可能性に対する評価を区分する方法の導入検討について	P72			

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
13	意見	施設管理者や利用者が指定管理者の選定にその都度参加できる仕組みづくりの検討について	P75	財政局	財産経営課 ファシリティマネジメント推進室	R7.1.17
14	意見	入札・公募の応募者が少数の場合に対応を講ずることについて	P75			
15	意見	団体構成員が業務を行う場合、契約条件を契約書に盛り込むことについて	P81			

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成11年度／行政経費としての補助金の機動性及び委託料の効率性について	
区分	指 摘	
指摘の項目	補助金交付団体の実績報告書に添付する事業報告書の統一的ルールを策定すべきもの（高松市民早朝野球大会補助金）	
指摘の内容	補助金実績報告書に、事業報告書が添付されていない場合がある。自主運営後の団体においては、担当課としての事業結果、実績の把握のあり方について、市としての統一的ルール作りが必要と思われる。	
報告書該当ページ	P14	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年2月10日
所管課等	創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 スポーツ振興課
措置結果	本件指摘事項に係る高松市民早朝野球大会補助金については、監査結果報告を受けて以降、事業完了後に提出する実績報告書には、事業結果や参加者等を記載した事業報告書や、補助事業に要した経費の詳細を記載した出納簿を添付させることとし、補助事業の実績内容が詳細に把握・確認できるように改めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和2年度／持続可能な財政運営	
区分	意見	
意見の項目	ソフトウェア構築の際の委託における適正な評価項目による業者選定について（公共施設マネジメントシステム）	
意見の内容	ソフトウェアを委託により構築する際の、業者選定にあたっては、拡張性、あるいは、変更可能性などについても評価項目とすることが望まれる。	
報告書該当 ページ	P26	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年1月17日
所管課等	財政局 財産経営課 ファシリティマネジメント推進室
措置結果	本件意見に係る公共施設マネジメントシステムについては、プロポーザル方式によって構築業者を選定しており、同システム導入後は、保守契約のみで運用している。 なお、現時点ではシステム更新の予定はないが、今後、ソフトウェアを委託により構築する場合は、業者選定に当たり、拡張性や変更可能性などについても、評価項目とすることとしている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和2年度／持続可能な財政運営	
区 分	意 見	
意見の項目	事前に本来用途に使用されなくなることが明確にされた行政財産の廃止後の活用方法を検討できる仕組みづくりについて	
意見の内容	担当部署で、本来用途に使用されなくなることが明確にされた行政財産について、使用されなくなることが明らかになった時点から、廃止後の活用方法が検討される仕組みとすることが望まれる。	
報告書該当 ページ	P28、P47、P61、P81、P89、P95、P98、P127、P132、P136、P142、P166	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年1月17日
所管課等	財政局 財産経営課 ファシリティマネジメント推進室
措置結果	本件意見については、用途廃止予定及び用途廃止後の行政財産の貸付や処分を積極的に実施するため、令和3年度以降、高松市未利用財産有効活用基本方針に基づき、施設所管課に対し、全庁的な跡地利用希望調査の実施を促したほか、かがわPPP/PI地域プラットフォームを通じて、民間事業者へのサウンディングを行うなど、活用方法を検討する仕組みを構築している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和2年度／持続可能な財政運営	
区 分	意 見	
意見の項目	廃止が必要な施設の優先順位とその理由の公表について	
意見の内容	用途廃止される施設については、リストアップされている。このうち、廃止が必要であるものについてのリストを作成し、優先順位とその理由について記載し、何らかの形で公表することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P29、P47、P98、P127、P133、P136、P180、P188、P194	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年1月17日
所 管 課 等	財政局 財産経営課 ファシリティマネジメント推進室
措置結果	本件意見については、今後の施設の方向性を「廃止」や「用途変更」等とした施設ごとに、個別計画（高松市公共施設再編整備実施計画）を策定し、具現化できるものから順次、跡地利用に向けたスケジュール等を、市ホームページで公開していることなどから、現時点では、廃止が必要な施設の優先順位を設定しないこととしている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和2年度／持続可能な財政運営	
区 分	意 見	
意見の項目	利用頻度が著しく低下した施設の維持管理の適正性を検討する仕組みづくりについて	
意見の内容	廃止が決まっているものでもなくとも、施設の利用が著しく低下した場合も、担当部署以外の部署により、維持管理が適切か、検討される仕組みとすることが望まれる。	
報告書該当 ページ	P29、P66、P76、P83、P117、P133、P146、P170、P188、P197	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年1月17日
所管課等	財政局 財産経営課 ファシリティマネジメント推進室
措置結果	本件意見については、令和4年5月に改定した高松市公共施設再編整備計画に基づき、施設評価（1次評価）において、供給面（利用状況等のサービス提供状況）の客観的評価を実施するとともに、有識者会議での意見を踏まえて最終的な評価を行うことにより、利用頻度が低い施設の方向性を検討する仕組みを構築している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和2年度／持続可能な財政運営	
区 分	意 見	
意見の項目	地元譲渡とされている施設を実情に合った方向性へ速やかに転換できる仕組みづくりについて	
意見の内容	地元譲渡とされていた施設については、方向性が利用者管理に転換しており、次期計画策定以前にも、実情に合った方向性への転換を速やかに実施できる仕組み作りが望まれる。	
報告書該当 ページ	P30、P126、P133、P169、P188、P194	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年1月17日
所管課等	財政局 財産経営課 ファシリティマネジメント推進室
措置結果	<p>本件意見については、令和4年5月に高松市公共施設再編整備計画を改定し、本計画において地元譲渡の方向性とした施設は、可能な限り早期の譲渡を目指して、施設ごとに個別計画（高松市公共施設再編整備実施計画）を策定することとし、ファシリティマネジメント推進室で進捗状況を管理している。</p> <p>また、高松市公共施設再編整備実施計画は、高松市公共施設再編整備計画と異なる方向性での策定を可としており、実情に即した方向性に転換できる仕組みを構築している。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和2年度／持続可能な財政運営	
区 分	意 見	
意見の項目	指定管理者が管理する施設を売却する際の手続及び標準スケジュールをあらかじめ検討することについて	
意見の内容	指定管理者により管理されている施設について、売却する場合の具体的な手続や標準スケジュールについて、あらかじめ検討する必要がある。	
報告書該当 ページ	P30、P181	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年1月17日
所管課等	財政局 財産経営課 ファシリティマネジメント推進室
措置結果	本件意見については、令和3年度から、指定管理者制度導入施設のうち、売却による民間活用を検討する場合は、指定管理者の更新時期に合わせて購入事業者を公募できるよう、過去の事例を参考にして、検討手順や標準的な売却スケジュールを作成し、売却に際しての体制を構築している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和2年度／持続可能な財政運営	
区 分	意 見	
意見の項目	複数の部署が管理する同種の施設及び関連の深い施設について、共同で適正な配置を検討することについて	
意見の内容	複数の部署が管理する同種の施設、および関連する施設について、共同で適正な配置を検討することが望ましい。また、異なる施設であっても、関連の深い施設については同様である。	
報告書該当 ページ	P31、P66、P128、P131、P166、P185、P188	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年1月17日
所管課等	財政局 財産経営課 ファシリティマネジメント推進室
措置結果	本件意見については、令和4年5月に改定した高松市公共施設再編整備計画において、既存の同種の施設を統合し、一体の施設として整備する集約化や、既存の異なる種類の施設を統合することにより、これらの施設の機能を有した複合施設を整備する複合化を推進し、公共施設の総量と将来更新経費の削減を図りながら、適正な配置を検討することとしている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和2年度／持続可能な財政運営	
区分	意見	
意見の項目	新設のスポーツ施設の利用率の公表に併せて同種施設の利用率等を公開することについて	
意見の内容	新しく建設したスポーツ施設について、利用率を公表するのであれば、どの程度の利用を想定していたのか、あるいは同種の施設の利用率がどの程度か、等についても併せて公開することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P126	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年1月27日
所管課等	創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 スポーツ振興課
措置結果	<p>本件意見については、令和6年度から、りんくうスポーツ公園の「高松市公の施設指定管理者導入施設に対する評価」において、同種の施設の稼働率を掲載するよう改めた。</p> <p>屋島競技場については、利用枠の設定のある大会等の専用利用と、利用枠の設定のない個人利用があり、稼働率の算出が困難なため、便宜上専用利用のみの稼働率を公表しているが、県内他市町の陸上競技場では同様の手法で稼働率は算出しておらず、また、競技場の規模や用途により利用形態が異なることから、同種の施設の稼働率を掲載することは難しいとの結論に至った。</p> <p>今後、新たにスポーツ施設を整備する場合は、可能な限り同種の施設の稼働率算出状況を参考に稼働率等を想定するとともに、公表する際は、想定していた数値も併せて公表することとする。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	業務実施報告書に、実際の業務実況の記載を求めることについて（特別定額給付金業務）	
指 摘 の 内 容	高松市特別定額給付金業務は、3億6千万円と、多額の契約であるが、業務実施報告書には、業務実施前の業務内容説明書と思われるものが添付されている。これを添付するのは良いとしても、申請書送付から支払いデータ作成までの人数など、実際の業務の実施状況について、実施報告書に記載するように、求めるべきであったと思われる。	
報告書該当 ペ ー ジ	P83	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年2月5日
所 管 課 等	総務局 危機管理課
措 置 結 果	本件指摘事項に係る特別定額給付金業務については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、国が緊急事態宣言を発出した中、全国一斉かつ緊急的に執行されたものであり、令和5年5月に同感染症が感染症法上の2類感染症から5類感染症に移行したことから、今後、同感染症においては、同様な業務を執行することは想定していないが、監査結果報告を受けて以降、事案の概要と対応を課内職員に周知し、新たに同様な事例が発生した場合に備え、適正な事務処理が行える体制を構築した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区 分	意 見	
意見の項目	選定委員に利害関係のある指定管理者の評価について、公表対象外の情報を提供することの可否を、再検討することについて	
意見の内容	選定委員に利害関係のある指定管理者の評価について、次回の選定にも影響を及ぼす可能性があることから、公表するもの以外の情報を提供する事の可否を、再度検討する必要がある。	
報告書該当 ページ	P66	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年1月17日
所管課等	財政局 財産経営課 ファシリティマネジメント推進室
措置結果	本件意見については、令和6年度から、年度当初の選定委員との協議時において、指定管理者公募予定施設への利害関係の有無等を確認することとした。 その結果、利害関係がある選定委員は、関係する選定委員会等から除斥するとともに、当該委員には、公表対象外の情報提供は行わないこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区 分	意 見	
意見の項目	選定委員の評価により実施者を選定する場合、提案内容に対する評価と実現可能性に対する評価を区分する方法の導入検討について	
意見の内容	指定管理者の選定やプロポーザル方式による選定など、入札額を基本として選定するのではなく、選定委員の評価により、実施者を選定する場合に、評価者による評価がばらつく理由の一つに、提案内容は評価するが、その実現性に関する評価が分かれていると思われるものがある。提案に対する評価と、実現可能性についての評価を、区分して行う方法を導入することについて、検討することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P72	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年1月17日
所管課等	財政局 財産経営課 ファシリティマネジメント推進室
措置結果	本件意見については、従前から、提案内容に対する評価及び実現可能性に対する評価を、「施設の効用を最大限に発揮するものであること」及び「安定して管理を行う能力があること（又は確保できる見込みがあること）」に区分して、選定委員が評価しているが、監査結果報告を受け、各評価項目の設定理由や観点について、選定委員に改めて周知している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.13

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区分	意見	
意見の項目	施設管理者や利用者が指定管理者の選定にその都度参加できる仕組みづくりの検討について	
意見の内容	施設の管理者や、利用者がその都度選定に参加できるような仕組みについて、検討することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P75	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年1月17日
所管課等	財政局 財産経営課 ファシリティマネジメント推進室
措置結果	本件意見については、令和6年6月に、中核市を対象とした照会の回答を踏まえて検討した結果、施設管理者や利用者は、現行の指定管理者との関わりが高く、それらの者が指定管理者の選定に参加することは、公正な評価を得られないと考えることから、現時点では、施設管理者や利用者が選定に参加する仕組みづくりは行わないこととしている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.14

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区 分	意 見	
意見の項目	入札・公募の応募者が少数の場合に対応を講ずることについて	
意見の内容	<p>応募者がゼロであったり、1者であったような入札・公募については、応募者が少ない理由を探り、対応を検討することが必要である。特に、応募者が継続して少数であるような公募については、継続して対策が講じられるよう、検討した内容、実施した対応、そしてその結果について経緯を記録し、不断の対応が講じられるよう努めることが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P75	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年1月17日
所管課等	<p>財政局 財産経営課 ファシリティマネジメント推進室</p>
措置結果	<p>本件意見について、従前から、指定管理者の募集に当たっては、募集事務を行う施設所管課に対し、本市ホームページや広報紙などで広く募集するよう周知しているが、令和6年度から、応募者が少数である場合には、専門家（大学教授等）の意見や指導を受け、指定管理者の募集要項等を見直すことなどを周知した。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.15

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区 分	意 見	
意見の項目	団体構成員が業務を行う場合、契約条件を契約書に盛り込むことについて	
意見の内容	<p>高松市が団体と契約を行う場合、実際に主要な業務を行うのがその構成員である場合には、次のことについて条件とし、契約書にも盛り込む必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 団体への加入に大きな障壁がないこと ロ 受託等業務の構成員への配分手続きが公平であること ハ 業務の実施結果は、どの構成員が何をしたのかを含めて市に報告すること ニ 団体自体と構成員の業務分担、責任分担が明確であること ホ 委託価格が妥当であることが検証されること ヘ 団体構成員が、独自または共同して応募することを妨げないことは当然であるが、独自または共同して応募することの障壁になる仕組みが設けられておらず、その場合も、希望すれば支援等が行われる制度となっていること 	
報告書該当 ページ	P81	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年1月17日
所管課等	<p>財政局 財産経営課 ファシリティマネジメント推進室</p>
措置結果	<p>本件意見については、令和5年度から、施設所管課に対し、団体が指定管理者となり、実際に主要な業務を当該団体構成員が行う場合には、それぞれの業務分担を明確に定めるよう、指定管理者の募集要項等に記載することを周知している。</p> <p>また、団体への加入に大きな障壁がないことなど、団体構成員が業務を行う場合の条件を協定書等に付記することを周知している。</p>